

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおつ福祉会(以下「法人」という)の理事、監事及び評議員(以下「役員」という。)の受ける報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員に対する報酬は、支給しない。

ただし、次に掲げる役員については、理事長が予算の範囲内で別表1に定める額を支給することができる。

- (1)理事長
- (2)常務理事
- (3)その他理事長が委嘱した事業担当役員

(費用弁償)

第3条 役員が理事会又はその他の会議の召集に応じるため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料の6種とし、別表2の通りとする。

3 車賃の額は、第4項に定める場合を除くほかバス運賃等の実費額による。

4 役員が自家用自動車(私有車)により旅行する場合の車賃の額は、1キロメートルにつき15円とする。

なお、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 航空賃は用務の都合上、航空路を利用することを命ぜられた場合、あるいは経済的な理由で航空路を利用することが合理的な場合に限り支給することができる。

6 費用弁償は、その居住地から計算して支給する。

(退任慰労金)

第4条 非常勤の理事長であった者が退任した時には、理事会の承認を得て、退任慰労金を支給することができる。

(職員の例)

第5条 前条に定めるもののほか、費用弁償の支給方法は、職員の例による。

付則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 役員報酬に関する内規(平成8年4月1日制定)は廃止する。
- 3 この規程は、2012年4月1日から施行する。但し、第4条については2012年3月26日より施行する。
(第4条退任慰労金を追加、別表の日当額の変更)
- 4 平成27年12月15日一部改正(別表 理事長報酬の追加)。

別表1

役職名	報酬 (月額)
理事長	30,000円

別表2

区分	鉄道賃、船賃	航空賃	車賃	日当 (半日につき)	宿泊料 (1夜につき)
金額	普通運賃	実費	実費	3,000円	12,000円